（ｹｰｽ2）医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ﾙｰﾄ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療ｱﾄﾞﾊﾞｲｻｰや災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。

（ケ-ス2）瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の陸路避難

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の47人うち、28人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、ﾊﾞｽ、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

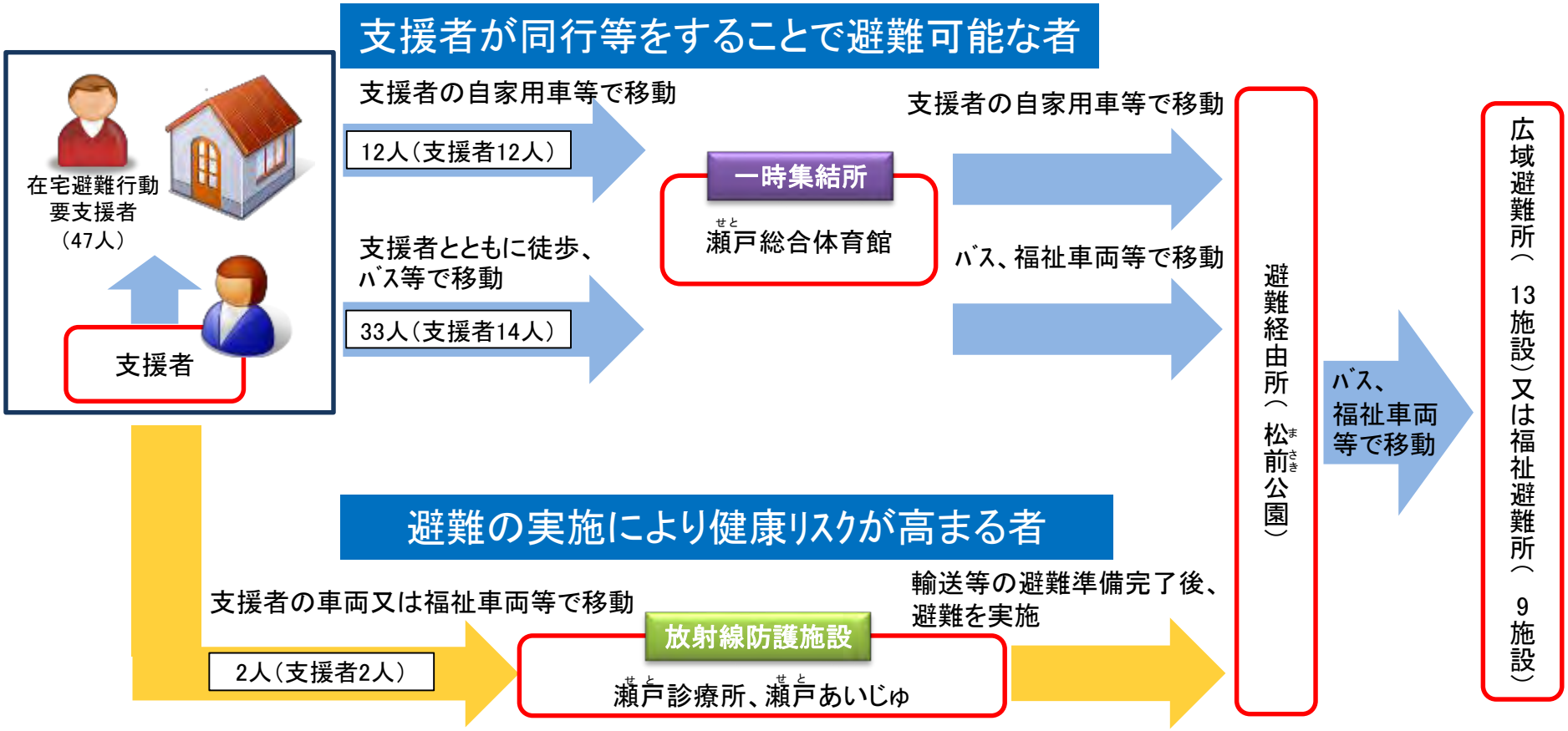

※避難行動要支援者の数は平成30年7月1日現在

（ケ-ス2）三崎地域の在宅の避難行動要支援者の海路避難

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者の85人うち、53人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、ﾊﾞｽ、福祉車両等で一時集結所（三崎総合体育館）へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

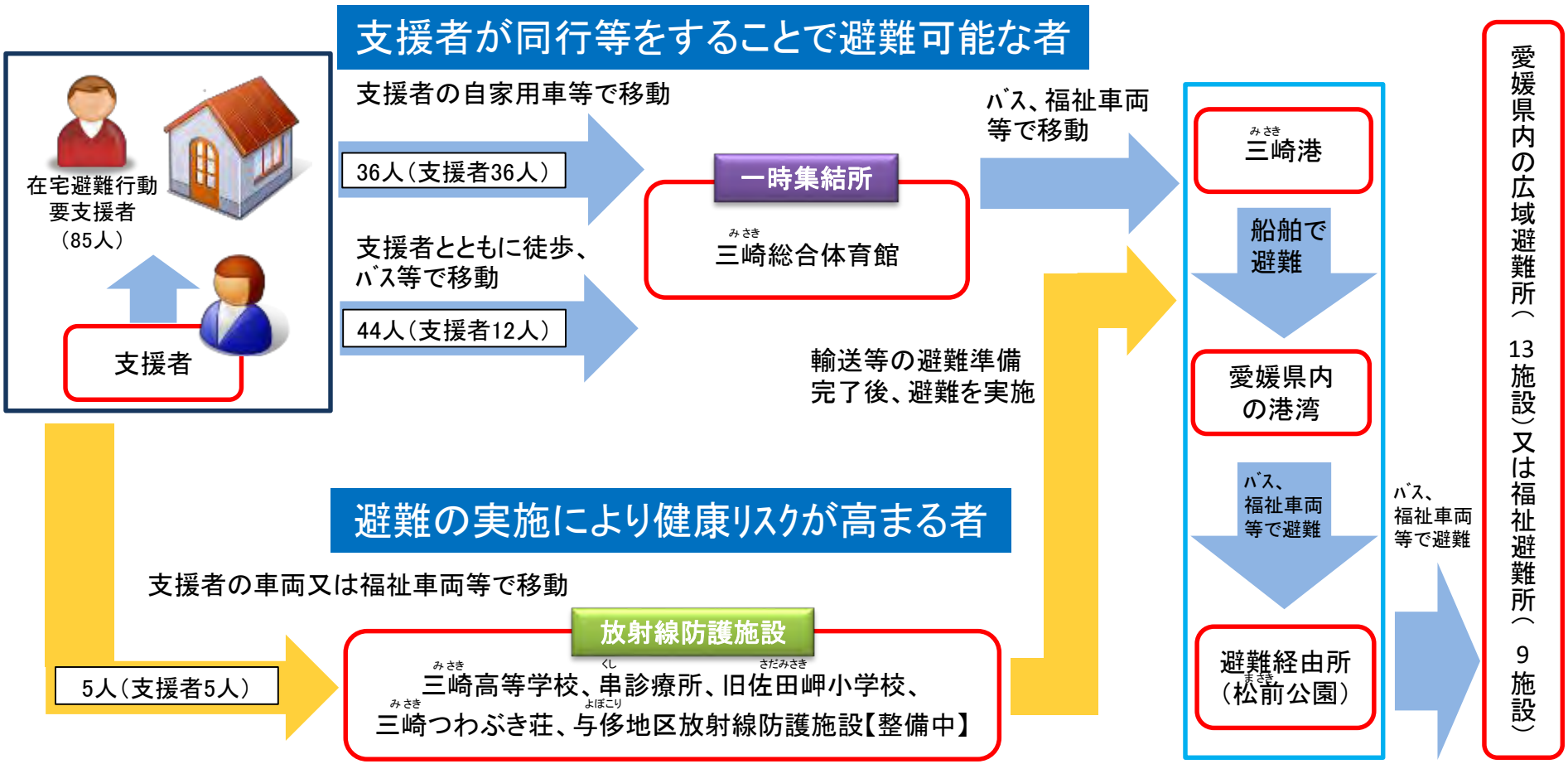

※避難行動要支援者の数は平成30年7月1日現在　　避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

（ケース2）在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経由所（松前公園）へ移動。
- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所（松前公園）に移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

（ケース2）瀬戸地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約360人について、バス11台、福祉車両14台（ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様11台）。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備　考
		バス※3	福祉車両※4,5（ストレッチャー仕様）	福祉車両※4,5（車椅子仕様）	
学校・保育所の児童等の避難（5箇所）	156人（児童等116人+職員40人）	6台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P67】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難（3箇所）	157人※7（入所者91人+職員66人）	3台（入所者38人+職員22人）	2台（入所者2人+職員4人）	9台（入所者51人+職員40人）	【ストレッチャー仕様】 〇施設車両（1人乗り：2台） 【車椅子仕様】 〇施設車両（1人乗り：2台） 〇四電車両（6人乗り：4台） 〇伊方町（いかたちょう）車両（8人乗り：3台）
在宅の避難行動要支援者等の避難	47人（要支援者33人+支援者14人）	2台（要支援者24人+支援者8人）	0台（要支援者0人+支援者0人）	2台（要支援者9人+支援者6人）	【車椅子仕様】 〇四電車両（6人乗り：2台）
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	4人（要支援者2人+支援者2人）	0台	1台（要支援者2人+支援2人）	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両1台（ストレッチャー2人乗り）でピストン輸送を想定【資料P73】 瀬戸（せと）地域：1往復（要支援者2人）
合　計	**364人**	**11台**	**3台**	**11台**	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値（せと）
※2　想定必要車両台数（バス、福祉車両）は、各施設又は瀬戸地域で必要となる車両台数を合算
※3　バスは、佐田岬（さだみさき）半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定
※4　ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
※5　ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
※6　「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避
※7　なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者（避難の実施により健康リスクが高まる者）が5人、職員4人が存在

（ケース2）瀬戸地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備　考
		バス等 （バス、乗用車）	福祉車両※1 （ストレッチャー仕様）	福祉車両※1 （車椅子仕様）	
（A）必要車両台数		11台	3台	11台	
（B）確保車両台数		計22台以上	計8台	計11台	
確保先	伊方町	5台	―	3台	【バス等】バス：8～29人乗り 【車椅子仕様】 ○3台（1台当たり：車椅子8人）
	学校、医療機関、社会福祉施設	12台	2台	2台	【バス等】バス：10～29人乗り、乗用車：4～10人乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台（1台当たり：ストレッチャー1人） 【車椅子仕様）】 ○2台（1台当たり：車椅子1人）
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	5台以上	―	―	バス1台当たりの想定乗車人数：26人乗り 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数267台
	四国電力	―	6台※2	6台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①：＜ストレッチャー2人、車椅子1人＞ パターン②：＜車椅子6人＞ 【配備台数】 6台（瀬戸（せと）地域）※1

※1　ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
※2　「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用
※3　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

（ｹｰｽ2）三崎地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 施設敷地緊急事態で三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約420人について、ﾊﾞｽ15台、福祉車両11台（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様3台、車椅子仕様8台）。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備　考
		ﾊﾞｽ※3	福祉車両※4,5（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両※4,5（車椅子仕様）	
学校・保育所の児童等の避難（4箇所）	291人（児童等226人+職員65人）	12台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P68】
社会福祉施設の入所者等の避難（1箇所）	63人（入所者47人+職員16人）	1台（入所者8人+職員4人）	0台	5台（入所者39人+職員12人）	【車椅子仕様】 〇四電車両（6人乗り：1台） 〇伊方町車両（8人乗り：4台）
在宅の避難行動要支援者等の避難	56人（要支援44人+支援者12人）	2台（要支援者35人+支援者6人）	2台（要支援者3人+支援者3人）	3台（要支援者6人+支援者3人）	【ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼車椅子仕様）】※5 〇施設車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ1人、車椅子1人乗り：1台） 〇四電車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ2人、車椅子1人乗り：1台） 【車椅子仕様】 〇四電車両（6人乗り：1台）
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	10人（要支援者5人+支援者5人）	0台	1台（要支援者5人+支援者5人）	0台	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でﾋﾟｽﾄﾝ輸送を想定【資料P74】 三崎地域：3往復（要支援者5人）
合　計	**420人**	**15台**	**3台**	**8台**	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　想定必要車両台数（ﾊﾞｽ、福祉車両）は、各施設又は三崎地域で必要となる車両台数を合算
※3　ﾊﾞｽは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定
※4　ｽﾄﾚｯﾁｬｰ、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
※5　ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
※6　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

（ｹｰｽ2）三崎地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてﾋﾟｽﾄﾝ輸送することにより、一時集結所（三崎総合体育館）までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動※1後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備　考
		ﾊﾞｽ等 （ﾊﾞｽ、乗用車）	福祉車両※1 （ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両※1 （車椅子仕様）	
（A）必要車両台数		15台	3台	8台	
（B）確保車両台数		計15台以上	計4台	計8台	
確保先	伊方町	7台	ー	4台	【ﾊﾞｽ等】ﾊﾞｽ：8～26人乗り 【車椅子仕様】 〇4台（1台当たり：車椅子8人）
	学校、社会福祉施設	8台	1台	1台	【ﾊﾞｽ等】ﾊﾞｽ：14～26人乗り、乗用車：4～10人乗り 【ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼車椅子仕様）】※2 〇1台（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ1人、車椅子1人乗り）
	四国電力	ー	3台※3	3台※3	【仕様】 四電福祉車両は、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2ﾊﾟﾀｰﾝの配置を想定 ﾊﾟﾀｰﾝ①：＜ｽﾄﾚｯﾁｬｰ2人、車椅子1人＞ ﾊﾟﾀｰﾝ②：＜車椅子6人＞ 【配備台数】 3台（三崎地域）※2

※1　三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶（30社、78隻　平成28年7月1日時点）等で海路避難を実施
※2　ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
※3　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」を放射線防護施設にﾋﾟｽﾄﾝ輸送した車両は、その後避難に使用
※4　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

（ケース2）全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所（松前公園）に移動。自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所（瀬戸総合体育館）に移動。一時集結所からバスにより避難経由所（松前公園）に移動。その後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 三崎地域の住民については、一時集結所（三崎総合体育館）に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。